

第9回第2農地部会議事録

日 時 令和7年9月17日(水) 午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・16 中村 高之
17 西森 偉統・18 結城 晉三・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子
以上8名

欠席部会委員 15 宮本 政春・24 岡田 勇樹

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 辻岡事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：岸岡担当主幹 美杉：谷担当主幹

議事録署名者 17 西森 偉統・22 中野 たつ子

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について(賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議事の大要

議長	<p>それでは、第9回第2農地部会を開会いたします。</p> <p>本日、欠席は15番 宮本 政春委員と、24番 岡田 勇樹委員の2名で出席委員は8名です。</p> <p>それでは、議事録署名人、17番 西森 健統委員、22番 中野 たつ子委員、よろしくお願ひします。</p> <p>本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から2で、件数は2件、面積は2, 928m²で、すべて田でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページから7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から18で、件数は18件、合計面積は27, 127. 29m²で、その内訳は田が19, 917m²、畠が5, 528. 20m²、その他が1, 682. 09m²でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1 一般個人住宅用地 番号2 一般個人住宅用地 以上、件数は2件、合計面積は416m²で、すべて畠でございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1 一般個人住宅用地 番号2 戸建住宅用地 番号3 宅地分譲用地 番号4 一般個人住宅用地 以上、件数は4件、合計面積は1, 225. 30m²で、その内訳は田が198m²、畠が858. 30m²、その他が169m²でございます。</p> <p>報告案件は以上です。</p>

議 長	<p>それでは、議案事項に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、10ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 川合、申請地 一志町庄村上川原中切_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 2, 834m² 外1筆、合計面積 3, 832m²、受人 _____、面積 7, 659m²、渡人 _____。</p> <p>譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。</p> <p>番号2、地区 高岡、申請地 一志町高野道正_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 306m² 外1筆、合計面積 851m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____ 外1名。</p> <p>譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。</p> <p>番号3、地区 大三、申請地 白山町二本木中野田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 386m²、受人 _____、面積 22, 086m²、渡人 _____。</p> <p>譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。</p> <p>番号4、地区 八知、申請地 美杉町八知天白_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 413m² 外8筆、合計面積 3, 793m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____。</p> <p>譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>番号5、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生北垣内_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 791m² 外1筆、合計面積 2, 680m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____。</p> <p>譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。</p> <p>以上、件数は5件、合計面積は11, 542m²で、その内訳は田が8, 087m²、畑が3, 455m²でございます。</p> <p>これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>事務局より説明がありました、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。</p> <p>1番、2番、お願いします。</p>
池山委員	14番、池山です。今ご説明がございました内容ですが、9月8日に宮本委

員と事務局、推進委員、現況を見ております。この場所は、_____の一番西で、今まで梨園になっておったところをもう高齢で梨を作り続けられないということで譲り渡しますということで、問題なかろうということで確認しています。

引き続いて、2番ですが、事務局から説明ございましたように、2枚の畠がありますが、その2枚の畠のもう一つ南側に住宅地がございまして、住宅そのものも今現在建っておりますけれども、そこにこの譲受人が親族と一緒に移住をして、この畠を自分たちでやっていきたいということでございました。ちょっと面積的には少ないですけれども、宅地がくっついているということもあって問題なかろうということで、推進委員も、委員も問題なしというふうに見ております。以上です。

議長 3番、お願ひします。

中村委員 16番、中村です。これ、9月8日に推進委員さんと事務局と私と3人で行きました。場所は、_____の少し東側に当たるところで、もともと畠があつて木が生えていたんですけど、結構整地されていて、今後また畠にしていくということ、別に問題ないと思います。

議長 4番と5番、お願ひします。

結城委員 18番、結城です。8日の日に事務局と現地確認をいたしました。遠方に住居を構え、また、後継者がいないことから、耕作の継続ができない状態でしたので、_____さんに譲渡し、農地を維持してもらうことになりました。受人は、自然環境のよい山村地を探していたところ、所有者の_____さんから譲渡の承諾を得て、ここで露地野菜を中心に作付を始め、将来、段階的に農業体験、教育型農場として地域の連携を重視し、地元住民や農業関係者と協力の体制を築いてまいりますということでございます。

それから、5番の太郎生、これもまた8日に事務局と現地を確認いたしました。実家が空き家になり、農地を含めて売却することになり、受人に売却をしたいということでございます。よろしくお願ひします。以上です。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いいたします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局	<p>12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。</p> <p>番号1、地区 竹原、申請地 美杉町竹原鳥首_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 357m² 外1筆、合計面積 509m²、申請者 _____。</p> <p>これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地と山林としようとするもので、美杉町竹原鳥首_____につきましては大正15年頃に住宅用地、美杉町竹原鳥首_____につきましては昭和50年頃に山林とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は509m²で、全て畠でございます。</p> <p>これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局より説明がありましたら、地元委員のご意見をお伺いします。</p> <p>1番、お願いします。</p>
結城委員	<p>18番、結城です。この竹原1番については、事務局が報告してくれたとおりでございます。</p>
議長	<p>説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議長	<p>異議なしと認め、よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、申請地 久居明神町東横山_____、登記地目 原野、現況地目 雜種地、面積 67m² 外3筆、合計面積 281.53m²、受人 _____、渡人 _____。</p> <p>これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。令和6年4月に太陽光発電施設用地とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。</p>

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居明神町狹見山_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 447m²、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を貸駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 久居明神町狹見山_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 519m²、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を貸駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、申請地 久居小野辺町畠山新田_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 565m²、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は299.6m²、パネル設置率は53%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、申請地 庄田町沓掛_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 638m² 外1筆、合計面積 823m²、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は425.6m²、パネル設置率は51.7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 大井、申請地 一志町大仰下川原_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 550m² 外1筆、合計面積 1,125m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は478.5m²、パネル設置率は42.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

14ページをお願いいたします。

番号7、地区 高岡、申請地 一志町田尻上ノ_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 204m² 外4筆、合計面積 1,001m²、受人 _____、渡人 _____ 外3名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は433.9m²、パネル設置率は43.3%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川口、申請地 白山町川口上田_____、登記地目 畠、現況地目 畠と宅地、面積 277m²、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。昭和45年に住宅用地とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 八知、申請地 美杉町八知火ノ谷_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 52m² 外1筆、合計面積 241m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地としようとするものです。昭和35年に住宅用地とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件、合計面積は5, 279. 53m²で、その内訳は田が185m²、畠が4, 813m²、その他が281. 53m²でございます。

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番から4番までお願いします。

田口委員 6番、田口です。去る8日現地を見てまいりました。推進委員4名と中野さん、諸戸さんと。1番について、事務局の説明どおりでございますが、場所は_____の北へ約200mのところでございます。

2番について、2番と3番とほとんど向かい同士ということなので、これも病院のはたでございますが、事務局の説明どおりで何ら問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

4番について、事務局の説明どおりでございますが、_____の北、300mぐらいのところでございますが、これも同じく事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長 5番、お願いします。

野田委員 7番、野田です。8日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員4名、久居事務局で見てきました。営農規模縮小を希望している土地を太陽光発電施設用地として売却をするものです。土地はもう今、既に荒廃をしておりまして、付近にも太陽光発電設備が建設されている状況から、許可はやむを得ないものと思われます。以上でございます。

議 長 6、7番、お願いします。

池山委員 14番、池山です。6番は、9月8日に事務局と宮本委員と地元推進委員で現地確認をしております。前にもう既に幾つか太陽光施設ができておりまして、やむを得ないだろうということで確認をしております。それが6番です。

引き続いて7番ですが、やむを得ないでしょうということで確認しております。以上です。

議 長 8番、お願いします。

中村委員	16番、中村です。これも9月8日に事務局と推進委員さんと私の3名で見てきました。場所は、_____の少し西の在所の真ん中で、集落のほぼほぼ中ほどにある場所で、事務局の報告のとおり、昭和四十何年かに家を建てられたそうで、そのまま現状維持で、別に何も問題はないと思います。
議長	9番、お願ひします。
結城委員	18番、結城です。8日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。申請者は、従業員の寮として使用、進入路及び庭は現状どおり利用するという。以上です。
議長	地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	議案第3号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
事務局	15ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号1、地区 高岡、申請地 一志町高野上野_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 479m ² 、借人 _____ 外1名、貸人 _____. これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件、合計面積は479m ² で、全て畠でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	事務局より説明がありましたら、地元委員のご意見をお伺いします。お願ひします。
池山委員	14番、池山です。9月8日に地元推進委員と宮本委員で確認をしております。問題ないだろうということです。以上です。
議長	地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたらお願ひします。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。

ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

次に、議案第5号 非農地証明願を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第5号 非農地証明願についてございます。

番号1、地区 川口、願出者 _____、対象地 白山町川口上田 _____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 155m²。

これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書により、対象地に昭和46年に物置を建築し、現在に至ることが確認できます。

番号2、地区 倭、願出者 _____、対象地 白山町佐田大垣内 _____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 58m²。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、対象地に20年以上前に車庫を建築し、現在に至ることが確認できます。

以上、件数は2件、合計面積は213m²で、その内訳は田が58m²、畠が155m²でございます。

これらの案件につきましては、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

中村委員 16番、中村です。9月8日に推進委員さんと私と事務局の3人で見てきました。事務局の報告どおり、昭和46年に物置ができたんでしょうね。ありました。これも、この宅地というか、住宅地のほぼほぼ真ん中辺りで、別に問題はないと思います。

それから、2のほうの佐田のこれは、_____の西側で、道路が新しくできた残地のところで、もう三角形の利用価値があまりない土地で、もうこれは仕方ないなという感じのところでした。別に何も問題はないと思います。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたらお伺いします。どうですか。よろしいですか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することに決定したいと思います。 次に、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）を議題とします。 事務局、説明をお願いします。
事務局	議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）でございます。 それでは、1ページから5ページをお願いします。 最終ページに件数と面積を記載させていただいておりますが、件数は24件、合計面積は62,427m ² で、その内訳は、田が47,986m ² 、畠が14,441m ² でございます。 意見の提出につきましては、農地中間管理機構は、促進計画の対象となる農地であるときは農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。 農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人であるかなどの要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。 また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。 今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。 最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますようよろしくお願ひいたします。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、案件のうち、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、先にご審議をお願いします。 _____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	番号20、21です。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>

議長 それでは、お諮ります。ただいま審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
この案件につきましては、適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。
入室をお願いします。

< 入室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。よろしいか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、これらの案件につきましても適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出いたします。ありがとうございます。
以上で、本部会で付議された議案の審議は全て終了いたしました。

午後2時29分

上記は、第9回第2農地部会の議事を録したものである。

令和7年9月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____